

# 第8回 厚生労働省政策会議 議事次第

日時：平成22年1月22日（金）

17:10～18:10

場所：参議院議員会館 第2・3会議室

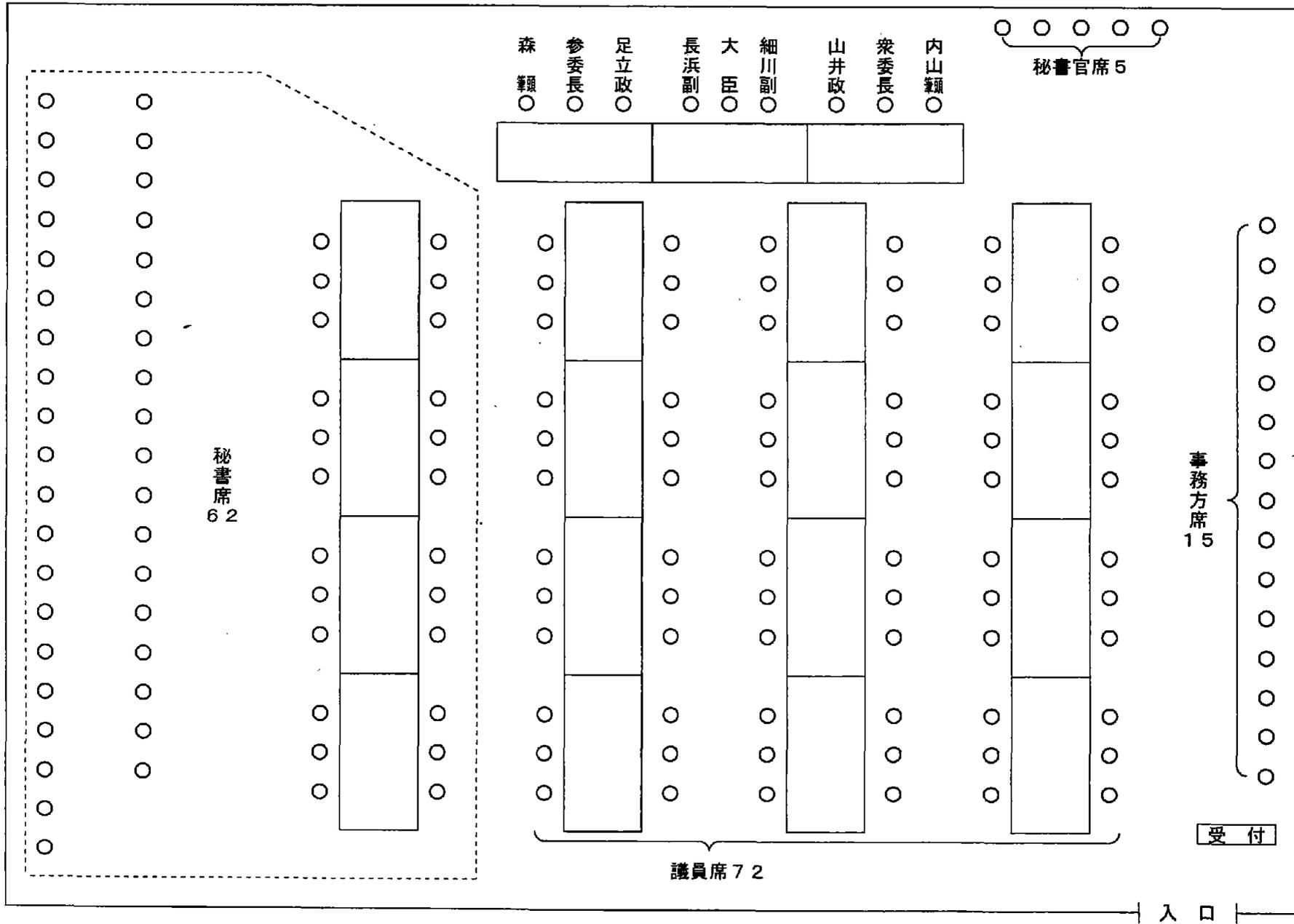
## 1. 開会

## 2. 案件

- (1) 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律案（仮称）について
- (2) 介護保険法施行法の一部を改正する法律案について
- (3) 雇用保険法等の一部を改正する法律案について
- (4) その他

## 3. 閉会

第8回厚生労働省政策会議配席図（参議院議員会館第2・3会議室）



# 平成22年度における子ども手当の支給に関する法律案(仮称)の概要

## 趣旨

次代の社会を担う子どもの育ちを支援するため、平成22年度において、中学校修了前までの子どもに子ども手当を支給する制度を創設する。

## 概要

### (1) 子ども手当の支給

- ・中学校修了までの子ども一人につき、月額1万3千円(所得制限なし)の子ども手当を支給。
- ・支給等の事務は、市区町村(公務員は所属庁)。
- ・支払月は、平成22年6月、10月、平成23年2月、6月。

(2) 子ども手当については、児童手当分を児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担し、それ以外の費用については、全額を国庫が負担。(公務員については所属庁が負担)

(3) 児童育成事業(放課後児童クラブ等)については、事業主拠出金を原資として実施。

(4) 子ども手当を市区町村に簡便に寄附できる仕組みを設ける。

(5) 児童手当の既受給者に係る申請免除等の経過措置を設ける。

(6) 政府は、子ども手当の平成23年度以降の制度の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

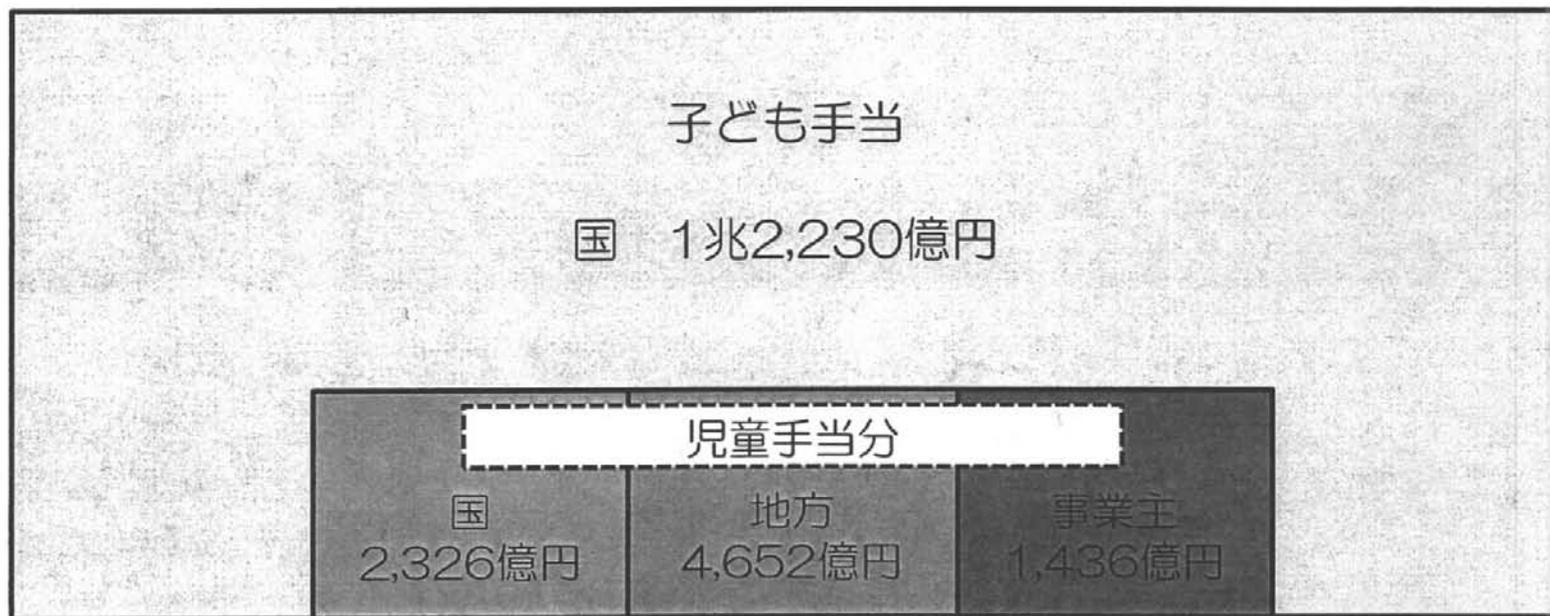
## 施行日

平成22年4月1日

## 子ども手当の創設（平成22年度予算案）

○ 子ども手当の創設（国庫負担金） 1兆4,722億円

〔 うち、給付費：1兆4,556億円（10か月分を計上）  
事務費：166億円（市町村分164億円） 〕



※1 上記とは別に、公務員については所属庁から支給する。  
（国家公務員分：425億円、地方公務員分：1,486億円）

※2 地方公務員に係る額の引上げ等に伴い、地方公共団体の負担が実質的に増大しないよう、別途、「子ども手当及び児童手当地方特例交付金(仮称)」(2,337億円)を措置。

※3 子ども手当の円滑な実施を図るため、システム経費（123億円）を平成21年度二次補正予算案に前倒し計上。

## 平成22年度予算における子ども手当等の取扱いについて

標記について、以下のとおり合意する。

1. 子ども手当に関しては、以下の方針に沿って、所要額を平成22年度予算に計上するとともに、平成22年度分の支給のための所要の法律案を次期通常国会に提出する。
  - (1) 中学校修了までの児童を対象に、1人につき月額13,000円を支給する。
  - (2) 所得制限は設けない。
  - (3) 子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとし、児童手当分については、児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担する。
  - (4) (3)以外の費用については、全額を国庫が負担する。
  - (5) 公務員については、所属庁から支給する。
  - (6) 現行の児童育成事業については、引き続き、事業主拠出金を原資に実施する。
2. 平成23年度における子ども手当の支給については、平成23年度予算編成過程において改めて検討し、その結果に基づいて平成23年度以降の支給のための所要の法律案を平成23年通常国会に提出する。

3. 子ども手当については、国負担を基本として施行するが、所得税・住民税の扶養控除の廃止及び特定扶養控除の縮減に伴う地方財政の増収分については、最終的には子ども手当の財源として活用することが、国民に負担増をお願いする趣旨に合致する。また、児童手当の地方負担分についても、国、地方の負担調整を図る必要がある。

4. 3.の趣旨及び平成22年度予算における取扱いも踏まえ、所得税・住民税の扶養控除の廃止及び特定扶養控除の縮減に伴う増収分が最終的に子ども手当の財源に充当され、児童手当の地方負担分の適切な負担調整が行われるとともに、平成21年12月8日の閣議決定に基づいて設置される「検討の場」において、幼保一体化等を含む新たな次世代育成支援対策の検討を進めることと併せて、「地域主権」を進める観点から、「地域主権戦略会議」において補助金の一括交付金化や地方が主体的に実施するサービス給付等に係る国と地方の役割分担、経費負担のあり方の議論を行い、その見直しについて検討を行う。これらの検討については、平成23年度予算編成過程において結論を得て、順次、必要な措置を講ずるものとする。

平成21年12月23日

国家戦略担当・内閣府特命担当大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律案要綱

## 第一 趣旨

この法律は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、平成二十二年度における子ども手当の支給について必要な事項を定めるものとする。

## 第二 受給者の責務

子ども手当の支給を受けた者は、第一の支給の趣旨にかんがみ、これをその趣旨に従って用いなければならぬものとする。

## 第三 定義

一 「子ども」とは、十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいうものとする。

二 「父」には、母が子どもを懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。

## 第四 子ども手当の支給

## 一 支給要件

子ども手当は、次のいずれかに該当する者が日本国内に住所を有するときに支給するものとする。

- (一) 子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母
- (二) 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持する者
- (三) 子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であつて、父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持するもの

## 二 子ども手当の額

子ども手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、一万三千円に子ども手当の支給要件に該当する者（以下「支給資格者」という。）に係る子どもの数を乗じて得た額とすること。

## 三 認定

支給資格者は、子ども手当の支給を受けようとするときは、その支給資格及び子ども手当の額について、住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定を受けなければならないものとする。

#### 四 支給及び支払

- (一) 市町村長は、三の認定をした受給資格者に対し、子ども手当を支給するものとする。
- (二) 子ども手当の支給は、受給資格者が三の認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、平成二十三年三月（同年二月末日までに子ども手当を支給すべき事由が消滅した場合には、当該子ども手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月）で終わるものとする。
- (三) 子ども手当は、平成二十二年六月及び十月並びに平成二十三年二月にそれぞれの前月までの分を、同年六月に同年二月分及び三月分を、それぞれ支払うものとする。ただし、前支払期月に支払うべきであった子ども手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の子ども手当は、その支払期月でない月であっても、支払うものとする。

#### 五 子ども手当の額の改定

子ども手当の支給を受けている者につき、子ども手当の額が増額又は減額することとなるに至った場合における子ども手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日又は減額の事由が生じた日の属する月の翌月から行うものとする。

## 六 支給の制限等

支給の制限、未支払の子ども手当の支払、支払の調整、不正利得の徴収について規定するものとする。

## 七 受給権の保護

子ども手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができないものとする。

## 八 公課の禁止

租税その他の公課は、子ども手当として支給を受けた金銭を標準として、課することができないものとする。

## 九 公務員に関する特例

公務員については、所属庁が子ども手当を支給すること。

## 第五 費用

### 一 子ども手当の支給に要する費用の負担

(一) 子ども手当の支給に要する費用（第六の二により児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定により支給する児童手当又は同法の規定により支給する児童手当に相当する給付とみなされる部分の支給に要する費用を除く。）については、国が負担するものとする。ただし、次に掲げる子ども手当の支給に要する費用は、それぞれ次に定める者が負担するものとする。

イ 各省各庁の長又はその委任を受けた者が認定をした国家公務員に対する子ども手当の支給に要する費用 国

ロ 都道府県知事又はその委任を受けた者が認定をした地方公務員に対する子ども手当の支給に要する費用 当該都道府県

ハ 市町村長又はその委任を受けた者が認定をした地方公務員に対する子ども手当の支給に要する費用 当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）

(二) 国庫は、予算の範囲内で、子ども手当に関する事務の執行に要する費用を負担するものとする。

## 二 市町村に対する交付

(一) 政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村長が支給する子ども手当の支給に要す

る費用のうち、受給資格者等の区分に応じて定める割合に相当する額を交付するものとする。

- (二) 政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村長が支給する子ども手当の事務の処理に必要な費用を交付するものとする。

## 第六 児童手当法との関係

### 一 児童手当等受給資格者に対する子ども手当の支給の基本的認識

児童手当法に規定する受給資格者に対する子ども手当に関しては、児童手当等の給付の額に相当する部分が児童手当法の規定により支給する児童手当等の給付であるという基本的認識の下に、この章に定めるところによるものとする。

### 二 受給資格者における児童手当法の適用

- (一) 受給資格者のうち児童手当法の児童手当の受給資格者（所得の制限の規定により児童手当が支給されない者を含む。）に支給する子ども手当の額のうち、同法の規定によりその者に対して支給されるべき児童手当の額（所得の制限の規定により児童手当が支給されない者については、当該所得の制限の規定の適用がないとしたならば支給されるべき児童手当の額とする。）に相当する部分については

、同法の規定により支給する児童手当とみなし、児童手当法の一部の規定を適用するものとする。

- (二) 受給資格者のうち児童手当法の小学校修了前特例給付受給資格者（所得の制限の規定により児童手当に相当する給付が支給されない者を含む。）に支給する子ども手当の額のうち、同法の規定によりその者に対し支給されるべき児童手当に相当する給付の額（所得の制限の規定により児童手当に相当する給付が支給されない者については、所得の制限の規定の適用がないとしたならば支給されるべき児童手当に相当する給付の額とする。）に相当する部分については、同法の規定により支給する児童手当に相当する給付とみなし、児童手当法の一部の規定を適用するものとする。

三 平成二十二年度の月分の児童手当法の支給における特例

児童手当等の受給資格者は、平成二十二年度分の児童手当等について、児童手当等の支給要件に該当しないものとみなすものとする。

第七 雑則

一 子ども手当に係る寄附

- (一) 受給資格者が、次代の社会を担う子どももの健やかな育ちを支援するため、当該受給資格者に子ども

手当を支給する市町村に対し、子ども手当の支払を受ける前に、当該市町村に寄附する旨を申し出たときは、当該市町村は、当該寄附を受けるため、受給資格者が支払を受けるべき子ども手当の額のうち当該寄附に係る部分を、受給資格者に代わって受けることができるものとする。

(二) 市町村は、(一)により受けた寄附を、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために使用しなければならないものとする。

## 二 時効等

時効、期間の計算、不服申立てと訴訟との関係、受給資格者の届出、市町村長の調査及び資料の提供等、公務員に子ども手当を支給する所属長の厚生労働大臣への報告並びに都道府県知事及び市町村長の意見の申出について定めるものとする。

## 三 事務の区分

この法律（一及び厚生労働大臣への意見の申出を除く。）の規定により市町村が処理することとされている事務（受給資格者が公務員である場合の所属庁が行う認定等に関する事務を含む。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）に規定する第一号法定受託事務とすること。

#### 四 厚生労働省令への委任

この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定めるものとする。

#### 五 罰則

偽りその他不正の手段により子ども手当の支給を受けた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処するものとする。ただし、刑法に正条があるときは、刑法によるものとする。

#### 第七 その他

その他所要の規定の整備を行うものとする。

#### 第八 施行期日等

##### 一 施行期日

この法律は、平成二十二年四月一日から施行するものとする。ただし、四については公布の日から施行するものとする。

#### 二 検討

政府は、子ども手当の平成二十三年度以降の制度の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### 三 経過措置及び関係法律の整備

施行日の前日における児童手当等の受給者が、施行日において子ども手当の支給要件に該当するとき、子ども手当の認定の請求があつたものとみなし、施行日の属する月から子ども手当の支給を始めるものとするなど、この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うものとする。

### 四 三に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めるものとする。

## 介護保険法施行法の一部を改正する法律案（概要）

- 介護保険法の施行日前に市町村の措置により特別養護老人ホームに入所していた者について講じている利用料、居住費及び食費の負担軽減措置について当分の間延長するもの。

### 1. 現行の経過措置

- 対象者  
介護保険法施行日（平成12年4月1日）前に措置により特別養護老人ホームに入所していた者
- 負担軽減の内容  
利用料、居住費及び食費の合計額が法施行前の費用徴収額を上回らないよう、利用料、居住費及び食費の負担を軽減

$$\text{負担合計額} = \text{利用料 (介護費用の10\%)} + \text{食費} + \text{居住費} \quad \begin{array}{l} \text{※食費：390円/日、居住費：320円/日} \\ \text{厚生労働大臣が定める割合} \\ \text{(5\%、3\%、0\%)} \end{array} \quad \begin{array}{l} \text{厚生労働大臣が定める金額} \\ \text{※食費：390円/日} \\ \text{居住費：0円/日} \end{array}$$

※食費・居住費の額は、年金収入42万円、多床室に入居の場合。  
本来37,010円のところ、経過措置により20,440円となる。

- 実施期間  
平成22年3月31日まで

### 2. 現在の状況及び改正内容

#### 現在の状況

- 経過措置の終了により負担増になる者が、平成21年6月末時点で、約2万人入所している。
- 対象者の内訳は、約4割が90歳以上の高齢、約9割以上が基礎年金収入以下の低所得、約7割が要介護度4以上の重度の方であり、経過措置終了に伴う負担増により施設利用の継続が困難になることが考えられる。

#### 改正内容

- 現行の負担軽減措置の実施期間を当分の間延長する。

### 3. 施行期日

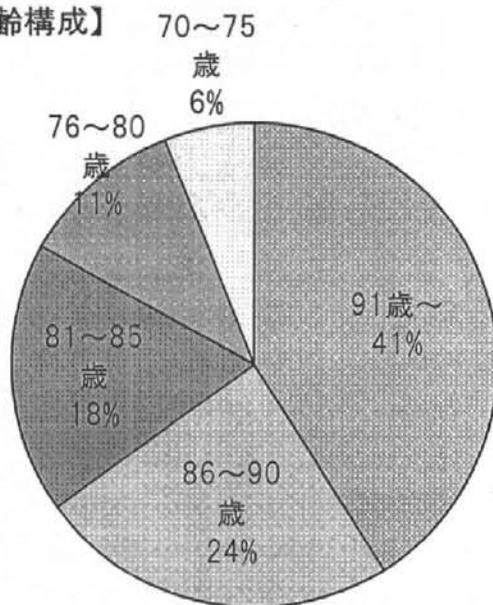
公布の日（日切れ法案：現行の経過措置が終了する平成22年3月31日までに施行する必要。）

# 旧措置入所者に関する実態調査結果について

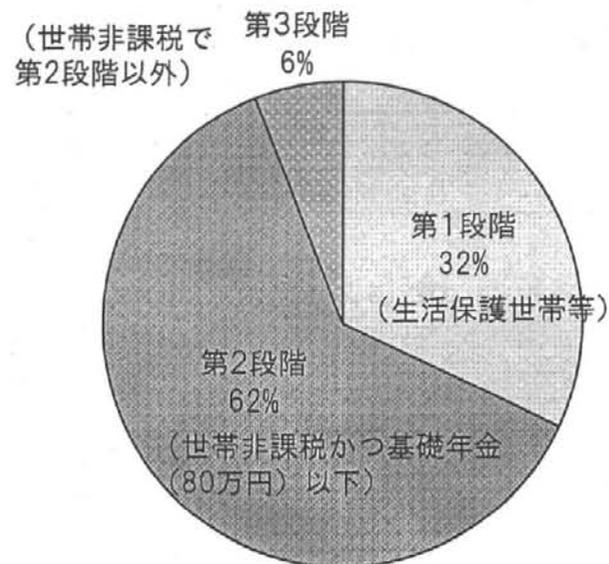
## 【結果の概要】

- 利用者負担減額・免除認定者数：22,330人（H21.6末現在）
- 81歳以上が83%、そのうち約半数（41%）が91歳以上となっている
- 基礎年金収入以下の者が94%を占めている
- 要介護度4以上の重度の者が72%を占めている

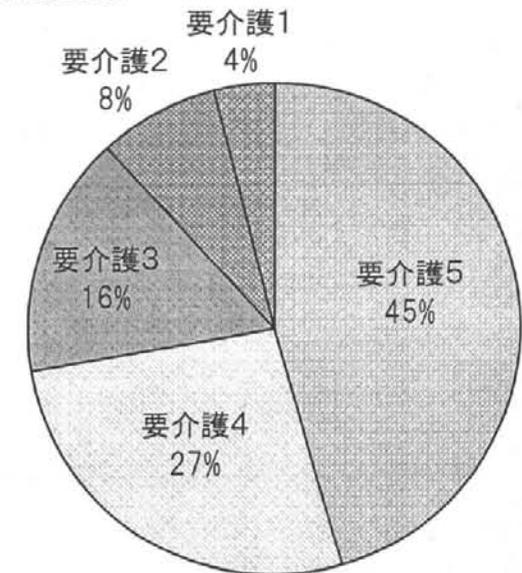
【年齢構成】



【利用者負担段階】



【要介護度】



介護保険法施行法の一部を改正する法律案要綱

第一 改正の要点

介護保険法の施行の日前に市町村の措置により特別養護老人ホームに入所した要介護被保険者に対して講じられている施設介護サービス費等に係る経過措置について当該経過措置の期間を当分の間延長すること。

第二 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする。

# 雇用保険法等の一部を改正する法律案の概要【当初予算関連】

現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、非正規労働者に対するセーフティネット機能の強化、雇用保険の財政基盤の強化等を図る。

## 1. 雇用保険の適用範囲の拡大

### (1) 非正規労働者に対する適用範囲の拡大

雇用保険の適用基準である「6か月以上雇用見込み」(業務取扱要領に規定)を「31日以上雇用見込み」(雇用保険法に規定)に緩和

### (2) 雇用保険に未加入とされた者に対する遡及適用期間の改善

- 事業主が被保険者資格取得の届出を行わなかったため未加入とされていた者のうち、事業主から雇用保険料を控除されていたことが給与明細等の書類により確認された者については、2年(現行)を超えて遡及適用
- この場合において、事業所全体として保険料を納付していないことが確認されたケースについては、保険料の徴収時効である2年経過後も保険料を納付可能とし、その納付を勧奨

## 2. 雇用保険二事業の財政基盤の強化

### (1) 雇用保険二事業(事業主からの保険料負担のみ)の財源不足を補うため、失業等給付の積立金から借り入れる仕組みを暫定的に措置

### (2) 雇用保険二事業の保険料率に係る弾力条項の発動を停止

<現行> 21年度の保険料率 3.0/1000(弾力) → 現行規定によれば22年度も3.0/1000(弾力)

<改正案> 22年度の保険料率 3.5/1000(弾力条項の発動を停止し、原則どおりとする)

(1)は平成22・23年度についての暫定措置、(2)は平成22年度についての暫定措置)

〔失業等給付に係る22年度の保険料率(労使折半)[告示]  
・原則16/1000のところ12/1000とする(参考:21年度の保険料率は、前回法改正により1年限りの特例措置として8/1000)〕

施行日:平成22年4月1日(1.(2)については、政令で定める日(公布日から9月以内))

# 非正規労働者に対する適用範囲の拡大

## 改正の背景

- 平成21年雇用保険法改正に併せ、短時間労働者の適用基準を「1年以上雇用見込み」から「6か月以上雇用見込み」に緩和（業務取扱要領を改正）
- 現在、「6か月以上雇用見込み」要件のために適用が受けられない者がいるが、非正規労働者に対する雇用のセーフティネット機能の強化を図るため、更なる緩和が必要

## 改正の内容

- 短時間労働者についての適用基準である「6か月以上雇用見込み」を「31日以上雇用見込み」に緩和する。

### <現行>

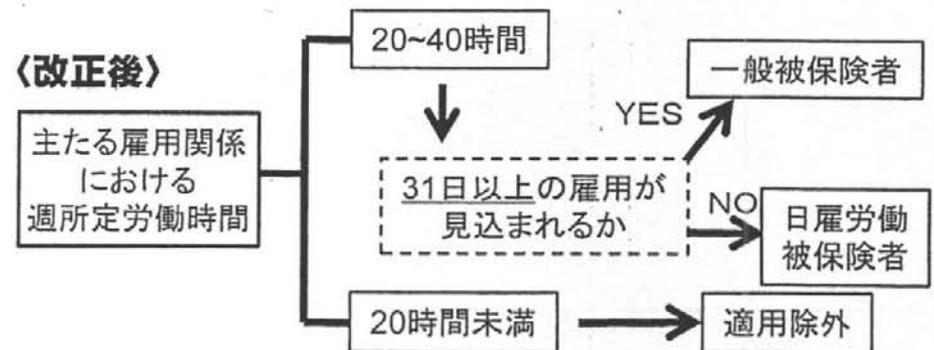
「週所定労働時間20時間以上」  
「6か月以上雇用見込み」（業務取扱要領に規定）

### <改正案>

「週所定労働時間20時間以上」  
「31日以上雇用見込み」（雇用保険法に規定）

- このほか、現行の業務取扱要領において適用除外としている「週所定労働時間20時間未満の者」、「昼間学生アルバイト」等についても、法律に規定。

### <改正後>



# 雇用保険に未加入とされた者に対する遡及適用期間の改善

## 改正の背景

- 事業主が被保険者資格取得の届出を行わなかったことにより、雇用保険に未加入となっていた者については、現行制度においても、被保険者であったことが確認された日から2年前まで遡及して適用可能
- しかしながら、2年前までしか遡及できないことにより、事業主から雇用保険料を控除されていた期間を全て被保険者であった期間として算定した場合よりも所定給付日数が短くなるケースが発生

## 改正の内容

- 雇用保険に未加入とされた者に対する遡及適用期間を改善

<現行>

被保険者であったことが確認された日から2年前まで遡及

<改正案>

- ・ 事業主から雇用保険料を控除されていたことが給与明細等の書類により確認された者については、2年を超えて遡及(雇用保険料の天引きが確認された時点まで遡及)

例)倒産、解雇等による離職の者が6年前の給与明細等で雇用保険料控除の事実が確認できた場合  
所定給付日数: 30歳以上45歳未満 90→180日分、45歳以上60歳未満 180→240日分

- ・ 遡及適用の対象となった労働者を雇用していた事業主のうち、事業所全体として保険関係成立届を提出しておらず、保険料を納付していないケースについては、保険料の徴収時効である2年経過後でも納付可能とし、その納付を勧奨する。

# 雇用保険の財政基盤の強化

## 改正の背景

- 雇用保険二事業については、雇用安定資金残高が21年度末(予算ベース)では約3,552億円、22年度末(概算要求ベース)では約1,146億円の見込みとなっており、雇用調整助成金をはじめ、現下の雇用失業情勢に対応した雇用対策を実施していくためには、雇用保険二事業の安定的な運営の確保が必要となっていたところ。
- こうした中で、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(21年12月8日閣議決定)において、企業の雇用維持努力への支援を強化するため、雇用調整助成金の支給要件の緩和を緊急的に実施することとされ、雇用保険二事業については、更なる支出増が見込まれる状況になったことから、その安定的な運営の確保の必要性が更に高まったところ。

## 改正の内容

- 雇用調整助成金など雇用保険二事業を安定的に実施するための財源を確保
  - <現行> 事業主からの保険料負担のみ
  - <改正案> 雇用保険二事業の財源不足を補うため、失業等給付の積立金から借り入れる仕組みを暫定的に措置(参考:借入れについて)
  - ・ 積立金の使用額: 予算で定めるところにより、22年度については、雇用調整助成金等のために必要な額を失業等給付の積立金から使用する ※22年度予算案 4,400億円
  - ・ 返済方法: 雇用保険二事業の単年度収支が黒字になった場合、その分は、積立金の借入額に達するまで返還
- 雇用保険二事業の保険料率に係る弾力条項の発動の停止
  - <現行> 21年度の保険料率 3.0/1000(弾力) → 現行規定によれば22年度も3.0/1000(弾力)
  - <改正案> 22年度の保険料率 3.5/1000(弾力条項の発動を停止し、原則どおりとする)

# 失業等給付関係収支状況

(単位：億円)

	18年度	19年度	20年度	21年度		22年度 予算案
				一次補正後	二次補正案	
収入	28,764	22,214	22,896	16,665	20,165	22,258
支出	15,261	14,917	15,907	24,618	24,608	29,459
差引剰余	13,503	7,297	6,989	▲ 7,952	▲ 4,443	▲ 7,201
積立金残高	41,535	48,832	55,821	47,868	51,400	39,799

- (注) 1. 20年度、21年度及び22年度の予算の「支出」には、予備費（'20 730億円、21' 720億円、22' 予算案1,390億円）が計上されている。
2. 積立金残高には、当該年度の決算の結果、翌年度において積立金として積み立てるべき金額が含まれている。
3. 22年度予算案の積立金残高は、特別措置により雇用安定事業費を支弁するために必要な4,400億円が減額されている。
4. 数値は、それぞれ四捨五入している。

# 雇用保険二事業（三事業） 関係収支状況

（単位：億円）

	18年度	19年度	20年度	21年度		22年度 予算案
				一次補正後	二次補正案	
収 入	5,401	5,168	5,230	5,203	5,199	10,039
支 出	3,578	3,195	5,649	11,911	11,992	12,350
差 引 剰 余	1,823	1,972	▲ 419	▲ 6,708	▲ 6,793	▲ 2,311
安 定 資 金 残 高	8,706	10,679	10,260	3,552	3,467	1,155

- (注) 1. 雇用福祉事業の廃止に伴う経過措置として、平成19年度予算51億円（決算44億円）、平成20年度予算19億円（決算18億円）、平成21年度予算9億円、平成22年度概算要求及び予算案7億円が計上されている。
2. 20年度2次補正後及び21年度、22年度の「支出」には、予備費（20'（2次補正後）10億円、21' 170億円、22' 予算案690億円）が計上されている。
3. 22年度予算案の「収入」には、特別措置による積立金からの受入額4,400億円が含まれている。
4. 安定資金残高には、当該年度の決算の結果、翌年度において雇用安定資金として組み入れるべき額が含まれている。
5. 数値は、それぞれ四捨五入している。

## 雇用保険法等の一部を改正する法律案要綱

## 第一 雇用保険法の一部改正

## 一 一般被保険者の適用範囲の拡大等

## (一) 一般被保険者の適用範囲の拡大及び適用除外基準の法定化

次に掲げる者については、この法律は適用しないものとする。

イ 一週間の所定労働時間が二十時間未満である者（この法律を適用することとした場合において日雇労働被保険者に該当することとなる者を除く。）

ロ 同一の事業主の適用事業に継続して三十一日以上雇用されることが見込まれない者（この法律を適用することとした場合において第四十二条の前二月の各月において十八日以上同一の事業主の適用事業に雇用された者に該当することとなる者及び同条に規定する日雇労働者であつて第四十三条第一項各号のいずれかに該当するものに該当することとなる者を除く。）

ハ 季節的に雇用される者であつて、(二)イ)又は(ロ)のいずれかに該当するもの

ニ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条、第二百二十四条又は第三百二十四条第一項の学

校の学生又は生徒であつて、第六条第一号並びにイ、ロ及びハに掲げる者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者

(二) 一般被保険者の適用範囲の拡大等に伴う改正

イ 被保険者であつて、季節的に雇用される者のうち次のいずれにも該当しないもの（日雇労働被保険者を除く。）を短期雇用特例被保険者とするものとする。

(イ) 四箇月以内の期間を定めて雇用される者

(ロ) 一週間の所定労働時間が二十時間以上であつて厚生労働大臣の定める時間数未満である者

ロ 日々雇用される者又は三十日以内の期間を定めて雇用される者が、同一の事業主の適用事業に継続して三十一日以上雇用されたときは、公共職業安定所長の認可を受けた場合を除き、日雇労働者に該当しないものとする。

ハ その他所要の規定の整備を行うものとする。

二 特例対象者に係る特例

(一) 被保険者期間に算入する期間の特例

(二)に規定する者にあつては、被保険者期間を計算する場合において、第九条の規定による被保険者となつたことの確認があつた日の二年前の日を超えて、被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除されていたことが明らかである時期のうち最も古い時期として厚生労働省令で定める日までの間における被保険者であつた期間を、被保険者であつた期間に含めるものとする。

(二) 所定給付日数に係る算定基礎期間の算定の特例

次のいずれにも該当する者（イに掲げる事実を知っていた者を除く。）にあつては、被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除されていたことが明らかである時期のうち最も古い時期として厚生労働省令で定める日に被保険者となつたものとみなして、所定給付日数に係る算定基礎期間を算定するものとする。

イ その者に係る第七条に規定する届出がされていなかったこと。

ロ 厚生労働省令で定める書類に基づき、第九条の規定による被保険者となつたことの確認があつた日の二年前の日より前に被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除

されていたことが明らかである時期があること。

## 第二 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正

### 一 特例納付保険料の納付等

- (一) 第一の二(二)に規定する者(以下「特例対象者」という。)を雇用していた事業主が、雇用保険に係る保険関係が成立していたにもかかわらず、保険関係の成立の届出をしていなかった場合には、当該事業主(当該事業主の事業を承継する者を含む。以下「対象事業主」という。)は、特例納付保険料として、対象事業主が納付する義務を履行していない一般保険料(第一の二(一)の厚生労働省令で定める日から当該特例対象者の離職の日までの期間に係るものであって、その徴収する権利が時効によって消滅しているものに限る。)の額(雇用保険率に应ずる部分の額に限る。)のうち当該特例対象者に係る額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に厚生労働省令で定める額を加算した額を納付することができるものとする。

- (二) 厚生労働大臣は、対象事業主に対して、特例納付保険料の納付を勧奨しなければならないものとする。ただし、やむを得ない事情のために当該勧奨を行うことができない場合は、この限りでない

ものとする事。

(三) 対象事業主は、(二)により勸奨を受けた場合においては、特例納付保険料に係る保険料を納付する旨を、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、書面により申し出ることができるものとする事。

(四) 政府は、(三)による申出を受けた場合には、特例納付保険料の額を決定し、厚生労働省令で定めるところにより、期限を指定して、対象事業主に通知するものとする事。

(五) 対象事業主は、(三)による申出を行った場合には、(四)の期限までに、厚生労働省令で定めるところにより、特例納付保険料を納付しなければならないものとする事。

## 二 雇用保険率に関する暫定措置

平成二十二年度における雇用保険率については、雇用保険二事業の弾力条項の規定は、適用しないものとする事。

## 三 その他

その他所要の規定の整備を行うものとする事。

### 第三 特別会計に関する法律の一部改正

#### 一 雇用勘定の積立金の特例

(一) 平成二十二年度及び平成二十三年度において、第百三条第三項の規定による雇用勘定の積立金は、同条第五項の規定によるほか、雇用安定事業費（雇用保険法第六十二条第一項第一号に掲げる事業に要する費用に限る。）を支弁するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、同勘定の歳入に繰り入れることができるものとする。

(二) 平成二十二年度及び平成二十三年度においては、雇用勘定において、各年度の二事業費充当歳入額から当該年度の二事業費充当歳出額を控除して不足がある場合であつて、第百四条第四項の規定により雇用安定資金から補足してなお不足があるときは、同勘定の積立金から当該不足分を補足することができるものとする。

(三) (一)により繰り入れた金額の総額及び(二)により補足した金額の総額については、後日、雇用勘定において、毎会計年度の二事業費充当歳入額から当該年度の二事業費充当歳出額を控除して残余がある場合には、第百四条第三項の規定にかかわらず、当該繰り入れた金額の総額及び当該補足した金額の総

額の合計額に相当する金額に達するまでの金額を同勘定の積立金に組み入れなければならないものとする。

(四) (三)による組入金の総額が(一)により繰り入れた金額の総額及び(二)により補足した金額の総額の合計額に相当する金額に達するまでの間、失業等給付及び雇用保険二事業の弾力条項に係る規定の適用については、次のとおりとするものとする。

イ 失業等給付の保険料率については、毎会計年度において、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第五項に規定する徴収保険料額及び国庫の負担額の合計額と失業等給付額との差額を当該会計年度末における積立金に加減した額並びに(一)により繰り入れた金額の総額及び(二)により補足した金額の総額の合計額から(三)による組入金の総額を控除して得た額の合計額が、当該会計年度における失業等給付額の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額に相当する額を下るに至った場合において、同項の規定に基づき、変更することができるものとする。

ロ 雇用保険二事業の保険料率については、毎会計年度において、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第八項に規定する二事業費充当徴収保険料額と雇用安定事業及び能力開発事業に要

する費用に充てられた額（雇用安定資金に繰り入れられた額及び組入金の額を含む。）との差額を当該会計年度末における当該雇用安定資金に加減した額から当該会計年度末までの（一）により繰り入れた金額の総額及び（二）により補足した金額の総額の合計額から（三）による組入金の総額を控除して得た金額を控除した額が、当該会計年度における一般保険料徴収額に千分の三・五の率（同条第四項第三号に掲げる事業については千分の四・五の率）を雇用保険率で除して得た率を乗じて得た額の  
一・五倍に相当する額を超えるに至った場合には、同項の規定に基づき、変更するものとする。

## 二 その他

その他所要の規定の整備を行うものとする。

## 第四 その他

### 一 施行期日

この法律は、平成二十二年四月一日から施行するものとする。ただし、第一の二、第二の一及び第二の三については公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

## 二 経過措置及び関係法律の整備

この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うものとする。

厚生労働省発保0115第1号  
平成22年1月15日

中央社会保険医療協議会  
会長 遠藤 久夫 殿

厚生労働大臣  
長 妻 昭

諮 問 書

(平成22年度診療報酬改定について)

健康保険法（大正11年法律第70号）第82条第1項、第85条第3項、第85条の2第3項、第86条第3項、第88条第5項及び第92条第3項、船員保険法（昭和14年法律第73号）第59条において準用する健康保険法第82条第1項（船員保険法第54条第2項及び第58条第2項に規定する定めに係る部分に限る。）及び船員保険法第65条第12項において準用する健康保険法第92条第3項（船員保険法第65条第10項に規定する定めに係る部分に限る。）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第46条において準用する健康保険法第82条第1項及び国民健康保険法第54条の2第12項において準用する健康保険法第92条第3項並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項、第74条第8項、第75条第5項、第76条第4項、第78条第5項及び第79条第3項の規定に基づき、平成22年度診療報酬改定について、貴会の意見を求めます。

なお、答申に当たっては、別紙1「平成22年度診療報酬改定について」、別紙2「平成22年度診療報酬改定の基本方針」（平成21年12月8日社会保障審議会医療保険部会・社会保障審議会医療部会）及び別紙3「平成22年度診療報酬改定について」（平成21年12月9日厚生労働省公表資料）に基づき行っていただくよう求めます。

## 平成22年度診療報酬改定について

全体改定率 +0.19%

## 1 診療報酬改定(本体)

改定率 +1.55%

各科改定率	医科	+1.74%
	〔入院	+3.03%〕
	〔外来	+0.31%〕
	歯科	+2.09%
	調剤	+0.52%

## 2 薬価改定等

改定率 ▲1.36%

薬価改定 ▲1.23%(薬価ベース ▲5.75%)

材料価格改定 ▲0.13%

## 協会けんぽの国庫負担及び診療報酬改定について (抄)

### 2 診療報酬改定

平成22年度診療報酬改定においては、我が国の医療が置かれている危機的な状況を解消し、国民に安心感を与える医療を実現していくため、厳しい経済環境や保険財政の下ではあるが、配分の見直しや後発品の使用促進を図りつつ、診療報酬本体の引上げを行う。

#### (1) 診療報酬改定 (本体)

改定率 +1.55% (ネット +0.19%)

各科改定率	医科	+1.74%
	歯科	+2.09%
	調剤	+0.52%

医科については、急性期入院医療に概ね4,000億円程度を配分することとする。また、再診料や診療科間の配分の見直しを含め、従来以上に大幅な配分の見直しを行い、救急・産科・小児科・外科の充実等を図る。

#### (2) 薬価改定等

改定率 ▲1.36%

薬価改定	▲1.23%	(薬価ベース	▲5.75%)
材料価格改定	▲0.13%		

なお、別途、後発品の置き換え効果の精算を行う。

## 平成22年度診療報酬改定の基本方針

平成21年12月8日  
社会保障審議会医療保険部会  
社会保障審議会医療部会

**I 平成22年度診療報酬改定に係る基本的考え方****1. 基本認識・重点課題等**

- 医療は、国民の安心の基盤であり、国民一人一人が必要とする医療を適切に受けられる環境を整備するため、医療提供者や行政、保険者の努力はもろんのこと、患者や国民も適切な受診をはじめとする協力を行うなど、各人がそれぞれの立場で不断の取組を進めていくことが求められるところである。
- 我が国の医療費が国際的にみてもGDPに対して極めて低水準にあるなかで、これまで医療現場の努力により、効率的で質の高い医療を提供してきたところであるが、高齢化の進展による患者増などにより、医療現場は疲弊してきている。
- 前回の診療報酬改定においても、こうした医療現場の疲弊や医師不足などの課題が指摘される中で所要の改定が行われたところであるが、これらの課題は必ずしも解消しておらず、我が国の医療は、依然として危機的な状況に置かれている。
- このような状況については、前回改定の改定率が必ずしも十分でなかったために、医療現場が抱える各種の課題が解消できなかったと考えられることから、今回の改定においては、医療費全体の底上げを行うことにより対応すべきであるとの意見があった。一方で、賃金の低下や失業率の上昇など、国民生活も厳しい状況に置かれており、また、保険財政も極めて厳しい状況にある中で、医療費全体を引き上げる状況ではなく、限られた財源の中で、医療費の配分の大幅な見直しを行うことにより対応すべきとの意見があった。また、配分の見直しのみでは医療危機を食い止めることは困難なところまできているので、今回は医療費全体の底上げと配分の見直しの両者により対応すべきとの意見があった。

- このような議論を踏まえた上で、平成22年度診療報酬改定においては、**「救急、産科、小児、外科等の医療の再建」**及び**「病院勤務医の負担の軽減（医療従事者の増員に努める医療機関への支援）」**を改定の**重点課題として取り組むべき**である。
- また、その際には、診療報酬だけで現在の医療が抱える課題の全てを解決できるものではないことから、診療報酬が果たすべき役割を明確にしつつ、地域特性への配慮や用途の特定といった特性を持つ補助金をはじめとする他の施策との役割分担を進めていくべきである。

## 2. 改定の視点

- 「救急、産科、小児、外科等の医療の再建」、「病院勤務医の負担の軽減（医療従事者の増員に努める医療機関への支援）」といった重点課題以外にも、がん対策や認知症対策など、国民の安心・安全を確保していく観点から充実が求められている領域も存在している。

このため、**「充実が求められる領域を適切に評価していく視点」**を今回の診療報酬改定の視点の一つとして位置付けるべきである。

- 一方、医療は、これを提供する側と受ける側との協働作業であり、患者が必要な情報に基づき納得した上で医療に参加していける環境を整えることや、安全であることはもちろん、生活の質という観点も含め、患者一人一人の心身の状態にあった医療を受けられるようにすることが求められる。

このため、**「患者から見て分かりやすく納得でき、安心・安全で、生活の質にも配慮した医療を実現する視点」**を今回の診療報酬改定の視点の一つとして位置付けるべきである。

- また、患者の視点に立った場合、質の高い医療をより効率的に受けられるようにすることも求められるが、これを実現するためには、国民一人一人が日頃から自らの健康管理に気を付けることはもちろんのこと、生活習慣病等の発症を予防する保健施策との連携を図るとともに、医療だけでなく、介護も含めた機能分化と連携を推進していくことが必要である。

このため、**「医療と介護の機能分化と連携の推進等を通じて、質が高く効率的な医療を実現する視点」**を今回の診療報酬改定の視点の一つとして位置

付けるべきである。

- 次に、医療を支える財源を考えた場合、医療費は保険料や公費、患者負担を財源としており、国民の負担の軽減の観点から、効率化の余地があると思われる領域については、その適正化を図ることが求められる。

このため、「効率化の余地があると思われる領域を適正化する視点」を今回の診療報酬改定の視点の一つとして位置付けるべきである。

## Ⅱ 平成22年度診療報酬改定の基本方針（2つの重点課題と4つの視点から）

### 1. 重点課題

#### (1) 救急、産科、小児、外科等の医療の再建

- 我が国の医療が置かれている危機的な状況を解消し、国民に安心感を与える医療を実現していくためには、それぞれの地域で関係者が十分に連携を図りつつ、救急、産科、小児、外科等の医療を適切に提供できる体制をさらに充実させていくことが必要である。
- このため、地域連携による救急患者の受入れの推進や、小児や妊産婦を含めた救急患者を受け入れる医療機関に対する評価、新生児等の救急搬送を担う医師の活動の評価や、急性期後の受け皿としての有床診療所も含めた後方病床・在宅療養の機能強化、手術の適正評価などについて検討するべきである。

#### (2) 病院勤務医の負担の軽減（医療従事者の増員に努める医療機関への支援）

- また、救急、産科、小児、外科等の医療を適切に提供できる体制を充実させていくためにも、これらの医療の中心的役割を担う病院勤務医の過酷な業務に関する負担の軽減を図ることが必要であり、そのためには、これらの医療を担う医療機関の従事者の確保や増員、さらには定着を図ることが出来るような環境を整備することが必要である。
- このため、看護師や薬剤師等医師以外の医療職が担う役割の評価や、看護補助者等医療職以外の職員が担う役割の評価など、入院医療の充実を図る観点からの評価について検討するとともに、医療クラークの配置の促進など、医師の業務そのものを減少させる取組に対する評価などについて検討するべきである。

- また、診療所を含めた地域の医療機関や医療・介護関係職種が、連携しつつ、それぞれの役割を果たしていけるような仕組みが適切に機能することが、病院勤務医の負担の軽減につながると考えられることから、この点を踏まえた診療報酬上の評価について検討するべきである。

## 2. 4つの視点

### (1) 充実が求められる領域を適切に評価していく視点

- 国民の安心・安全を確保していくためには、我が国の医療の中で充実が求められている領域については、診療報酬においても適切に評価していくことが求められる。
- このため、がん医療の推進や認知症医療の推進、新型インフルエンザや結核等の感染症対策の推進や肝炎対策の推進、質の高い精神科入院医療の推進や歯科医療の充実などに対する適切な評価について検討するべきである。
- 一方、手術以外の医療技術の適正評価についても検討するとともに、新しい医療技術や医薬品等については、イノベーションの適切な評価について検討するべきである。

### (2) 患者からみて分かりやすく納得でき、安心・安全で、生活の質にも配慮した医療を実現する視点

- 医療は、これを提供する側と受ける側との協働作業であり、患者の視点に立った場合、分かりやすく納得でき、安心・安全で、生活の質にも配慮した医療を実現することが求められる。
- このため、医療の透明化や、診療報酬を患者等に分かりやすいものとするなどを検討するほか、医療安全対策の推進や、患者一人一人の心身の特性や生活の質に配慮した医療の実現、疾病の重症化予防などに対する適切な評価について検討するべきである。

### (3) 医療と介護の機能分化と連携の推進等を通じて、質が高く効率的な医療を実現する視点

- 患者一人一人の心身の状態にあった質の高いサービスをより効率的に受け

られるようにするためには、医療と介護の機能分化と連携を推進していくことなどが必要であり、医療機関・介護事業所間の連携や医療職種・介護職種間の連携などを推進していくことが必要である。

- このため、質が高く効率的な急性期入院医療や回復期リハビリテーション等の推進や、在宅医療や訪問看護、在宅歯科医療の推進など、医療と介護の機能分化と連携などに対する適切な評価について検討するべきである。
- その際には、医療職種はもちろんのこと、介護関係者をも含めた多職種間の連携などに対する適切な評価についても検討するべきである。

#### **(4) 効率化余地があると思われる領域を適正化する視点**

- 医療費は保険料や公費、患者負担を財源としており、国民の負担を軽減する観点から、効率化の余地があると思われる領域については、その適正化を図ることが求められる。
- このため、後発医薬品の使用促進や、市場実勢価格等を踏まえた、医薬品・医療材料・検査の適正評価などについて検討するべきである。
- また、相対的に治療効果が低くなった技術については、新しい技術への置き換えが着実に進むよう、適正な評価の在り方について検討するべきである。

### **Ⅲ 後期高齢者医療の診療報酬について**

- 75歳以上の方のみに適用される診療報酬については、若人と比較した場合、複数の疾病に罹患しやすく、また、治療が長期化しやすいという高齢者の心身の特性等にふさわしい医療を提供するという趣旨・目的から設けられたものであるが、行政の周知不足もあり、高齢者をはじめ国民の方々の理解を得られなかったところであり、また、中央社会保険医療協議会が行った調査によれば、必ずしも活用が進んでいない実態等も明らかになったところがある。
- このため、75歳以上という年齢に着目した診療報酬体系については、後期高齢者医療制度本体の見直しに先行して廃止することとするが、このような診療報酬が設けられた趣旨・目的にも配慮しつつ、具体的な報酬設定を検討することとするべきである。

#### IV 終わりに

- 中央社会保険医療協議会におかれては、本基本方針の趣旨を十分に踏まえた上で、国民、患者の医療ニーズに即した具体的な診療報酬の改定案の審議を進められることを希望する。

(平成21年12月9日厚生労働省公表資料)

## 平成22年度診療報酬改定について

- 医療は国民の生活を支える最も重要な社会基盤の一つである。我が国の医療費(対GDP比)は国際的に見ても低水準であるが、医療現場の努力により、効率的かつ質の高い医療を提供してきた。
- しかしながら、高齢化の進展による患者増などにより、医療現場は疲弊しており、特に救急・急性期の入院医療は危機的な状況にある。前回の診療報酬改定においても、厳しい勤務環境におかれている病院勤務医の負担軽減や、救急医療や周産期・小児医療の充実などを重点課題として取り組んだが、必ずしも十分な効果が出ていない現状にある。
- 例えば、有識者の研究によれば、急性期の入院医療を担うDPC対象病院の年間の赤字は総額3,500億円にのぼると推計されている。また、平成21年度医療経済実態調査によれば、年間の緊急入院患者受け入れが200名以上の病院の経営実態は、補助金等による補填を行った後の総損益差額ベースで見ても、1施設当たりで年間約1億円の赤字となっている。
- こうした状況の下、三党連立政権合意では「医療費(GDP比)の先進国(OECD)並みの確保を目指す」ことが、また、民主党のマニフェストでは「医療従事者の増員に努める医療機関の診療報酬(入院)を増額する」ことが示されている。平成22年度診療報酬改定においては、これらを踏まえ、「国民の安全・安心を支える医療の再構築」に取り組んでいく必要がある。
- 具体的には、救急医療の充実など喫緊の課題に対応するため、急性期を中心とする入院医療に優先的かつ重点的に配分するとともに、急性期後の受け皿としての後方病床・在宅療養の機能を強化する。さらに、手術等の医療技術の適正評価、医療の高度化への対応、医師補助業務の充実等を通じた勤務環境の改善、医療安全への取り組みなど、我が国の医療をめぐる課題に対応していくことが求められている。
- これらを総合的に勘案すれば、薬価改定と医療材料価格改定により捻出される約5,000億円を全て診療報酬本体の財源として充当するとしても、これを超える規模の財源が必要であり、全体としては10年ぶりのネットプラス改定を行うことが必要である。

## 平成 22 年度診療報酬改定に係る検討状況について（現時点の骨子）

〔平成 22 年 1 月 15 日〕  
中央社会保険医療協議会

中央社会保険医療協議会は、以下のとおり、平成 21 年 9 月 30 日から平成 22 年 1 月 13 日までの計 16 回にわたり、平成 22 年度診療報酬改定を視野に入れて、診療報酬調査専門組織の調査結果等を踏まえつつ、調査・審議を行ってきた。この間の検討状況について、社会保障審議会医療保険部会及び医療部会において策定された「平成 22 年度診療報酬改定の基本方針」に沿って、「現時点の骨子」として取りまとめた。

日 付	議 題
平成 21 年 9 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周産期・救急等について</li> <li>・社会医療診療行為別調査について</li> </ul>
10 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小児医療等について</li> <li>・病院勤務医の負担軽減策について①</li> </ul>
11 月 4 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DPC について①</li> <li>・病院勤務医の負担軽減策について②</li> <li>・精神医療について</li> </ul>
11 月 6 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係者ヒアリング（周産期・救急等について）</li> <li>・初・再診料について①</li> </ul>
11 月 11 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症対策について</li> <li>・入院料について①</li> <li>・在宅医療について</li> <li>・訪問看護について</li> </ul>
11 月 13 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関連携について</li> <li>・入院医療における多職種共同の取組みについて</li> <li>・感染症対策について</li> </ul>
11 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療技術の評価について</li> <li>・リハビリテーションについて</li> <li>・医療安全に関する体制について</li> </ul>

日 付	議 題
11月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後発医薬品の使用促進について①</li> <li>・療養病棟・有床診療所について</li> </ul>
11月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歯科診療報酬について</li> <li>・調剤報酬について</li> </ul>
11月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定機能病院について</li> <li>・病院勤務医の負担軽減策について③</li> <li>・明細書等について</li> </ul>
12月 2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入院料について②</li> </ul>
12月 4日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後期高齢者に係る診療報酬について①</li> <li>・介護保険との連携について</li> <li>・専門的入院治療について</li> </ul>
12月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係者ヒアリング（手術等について）</li> <li>・手術等について</li> <li>・DPCについて②</li> </ul>
12月16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DPCについて③</li> <li>・がん対策等について</li> <li>・後発医薬品の使用促進について②</li> <li>・初・再診料について②</li> </ul>
12月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後期高齢者に係る診療報酬について②</li> <li>・長期入院患者に係る診療報酬について</li> <li>・処方せん等の変更について</li> <li>・地域特性への配慮について①</li> </ul>
平成22年 1月13日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域特性への配慮について②</li> </ul>

## 【 目 次 】

### 重点課題1 救急、産科、小児、外科等の医療の再建

- 1-1 地域連携による救急患者の受入れの推進について . . . . . 5
- 1-2 小児や妊産婦を含めた救急患者を受け入れる医療機関に対する  
評価及び新生児等の救急搬送を担う医師の活動の評価について . . . 6
- 1-3 急性期後の受け皿としての後方病床・在宅療養の機能強化につ  
いて . . . . . 7
- 1-4 手術の適正評価について . . . . . 8

### 重点課題2 病院勤務医の負担の軽減（医療従事者の増員に努める医療機関 への支援）

- 2-1 入院医療の充実を図る観点からの評価について . . . . . 9
- 2-2 医師の業務そのものを減少させる取組に対する評価について . . . 9
- 2-3 地域の医療機関の連携に対する評価について . . . . . 10
- 2-4 医療・介護関係職種との連携に対する評価について . . . . . 10

### I 充実が求められる領域を適切に評価していく視点

- I-1 がん医療の推進について . . . . . 11
- I-2 認知症医療の推進について . . . . . 12
- I-3 感染症対策の推進について . . . . . 12
- I-4 肝炎対策の推進について . . . . . 12
- I-5 質の高い精神科入院医療等の推進について . . . . . 12
- I-6 歯科医療の充実について . . . . . 14
- I-7 手術以外の医療技術の適正評価について . . . . . 14
- I-8 イノベーションの適切な評価について . . . . . 15

### II 患者からみて分かりやすく納得でき、安心・安全で、生活の質にも配慮 した医療を実現する視点

- II-1 医療の透明化に対する評価について . . . . . 15
- II-2 診療報酬を患者等に分かりやすいものとする事に対する評価  
について . . . . . 15
- II-3 医療安全対策の推進について . . . . . 16
- II-4 患者一人一人の心身の特性や生活の質に配慮した医療の実現に  
対する評価について . . . . . 17

Ⅱ－５	疾病の重症化予防について・・・・・・・・・・・・・・・・	18
<b>Ⅲ 医療と介護の機能分化と連携の推進等を通じて、質が高く効率的な医療を実現する視点</b>		
Ⅲ－１	質が高く効率的な急性期入院医療等の推進について・・・・・・・・	18
Ⅲ－２	回復期リハビリテーション等の推進について・・・・・・・・	20
Ⅲ－３	在宅医療の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・	21
Ⅲ－４	訪問看護の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・	22
Ⅲ－５	在宅歯科医療の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・	22
Ⅲ－６	介護関係者を含めた多職種間の連携の評価について・・・・・・・・	23
Ⅲ－７	調剤報酬について・・・・・・・・・・・・・・・・	23
<b>Ⅳ 効率化余地があると思われる領域を適正化する視点</b>		
Ⅳ－１	後発医薬品の使用促進について・・・・・・・・・・・・・・・・	24
Ⅳ－２	市場実勢価格等を踏まえた医薬品・医療材料・検査の適正評価 について・・・・・・・・・・・・・・・・	25
Ⅳ－３	相対的に治療効果が低くなった技術等の適正な評価について・・	25
<b>Ⅴ 後期高齢者医療の診療報酬について・・・・・・・・・・・・・・・・</b>		
		25

## 【重点課題 1】 救急、産科、小児、外科等の医療の再建

### 重点課題 1-1 地域連携による救急患者の受入れの推進について

(1) 我が国における救急搬送件数は、この 10 年間で約 1.5 倍の年間約 500 万件まで増加している。また、救急患者のうち重症以上の傷病者については、搬送先の確保が困難なケースが生じている。こうした状況を踏まえ、救命救急センターの評価の充実や地域において救急医療を積極的に提供している医療機関の評価を行う。

- ① 救命救急入院料については救命救急センターの充実度に応じた加算を設定しているが、今般、充実度評価の見直しが行われたことも踏まえ、充実度評価の高い救命救急センターの評価を引き上げる。
- ② 広範囲熱傷特定集中治療室管理料については、これまで専用の治療室を用いることを要件としていたが、救命救急入院料及び特定集中治療管理料の一項目として評価を行う。また、特定集中治療室（ICU）を持っていない医療機関等において、手術後の患者等に高度な急性期医療を提供するために手厚い看護配置となっている病床を評価したハイケアユニット入院医療管理料について評価を引き上げるとともに、要件の緩和を行う。
- ③ 救急搬送受入の中心を担っている 2 次救急医療機関を評価している救急医療管理加算・乳幼児救急医療管理加算について、評価を引き上げる。  
なお、入院時医学管理加算については、平成 20 年度診療報酬改定で十分な設備等を備え、産科、小児科、精神科等を含む総合的かつ専門的な入院医療をいつでも提供できる体制を有する病院について評価するものとなったところであり、その趣旨を明確化するために名称を変更する。
- ④ 地域における救急搬送受入の中核を担う救急医療機関が地域の連携によって、その機能を十分発揮できるよう、救急医療機関に緊急入院した後、状態の落ち着いた患者についての早期の転院支援の評価を新設する。

(2) 救急搬送件数は増加しているが、入院を要しない軽症・中等度の患者が多く占めている。このため、地域の開業医等との連携により、地域における多数の救急患者を受け入れるための救急体制を整えている医療機関について、小児に関する地域連携と同様の評価を検討する。

重点課題 1-2 小児や妊産婦を含めた救急患者を受け入れる医療機関に対する評価及び新生児等の救急搬送を担う医師の活動の評価について

(1) 産科医療の充実を図るため、合併症等によりリスクの高い分娩を行う妊産婦の入院について評価を行う。また、妊産婦の緊急搬送入院についても評価を充実する。

- ① 妊娠 22 週から 32 週未満の早産などの分娩管理を評価しているハイリスク分娩管理加算の評価を引き上げるとともに、対象に多胎妊娠と子宮内胎児発育遅延を追加する。また、ハイリスク妊娠管理加算についても同様の対象者の追加を行う。
- ② 妊娠に係る異常による妊産婦の救急受入を評価している妊産婦緊急搬送入院加算の評価を引き上げるとともに、妊娠以外の疾病で搬送された場合においてもこの加算を算定できることとする。

(2) この 20 年間で出生数は横ばい・減少となっているが、低出生体重児をはじめとするハイリスク新生児の割合が増加しているため、新生児特定集中治療室（NICU）の病床数を 1.5 倍にすることとなっている。そうした状況を踏まえ、NICU の評価をさらに充実するとともに、要件の緩和等を行う。また、高度な医療を必要とするリスクの高い新生児や重篤な小児患者等を専門的な医療機関に医師が同乗して搬送することについての評価を充実する。

- ① NICU を評価した点数である新生児集中治療室管理料の評価を引き上げるとともに、NICU 担当医師が小児科当直業務との兼務をする場合の評価を新設し、NICU の確保を推進する。また、NICU 満床時に緊急受入のためにやむを得ず、一時的に超過入院となるケースや、症状の増悪等により再入室するケースに配慮した評価とする。

【一時的な超過入院の緩和基準】

- ・ 看護配置は、常時 4 : 1 を超えない範囲で 24 時間以内に常時 3 : 1 以上に調整
- ・ 超過病床数は、2 床まで

- ② 新生児や小児の専門医療機関の連携によりハイリスク児の円滑な受入を推進するため救急搬送診療料の乳幼児加算の評価を引き上げるとともに、新生児加算を新設する。

(3) 地域の小児医療の中核的役割を果たす医療機関については、人員配置に応じて評価しているところであるが、よりきめ細かな評価としつつ、小児急性期医療への対応状況を踏まえた評価に見直す。また、我が国における乳幼児死亡率は世界的にも低い状況にもかかわらず、1～4歳児死亡率は相対的に高いことから、重篤な小児患者を受け入れる医療体制についての評価を新設する。さらに、地域の小児科医が連携して特定の医療機関に小児科の診療を行う医師を集め、夜間等に小児の診療が可能な体制を確保することについての評価を引き上げるとともに、緊急度の高い患者を優先して治療する体制の評価を検討する。

① 小児入院医療管理料の再編成を行う。

ア 常勤小児科医が9名以上の場合の医療機関の評価を新設する。

イ 常勤小児科医が9名以上の医療機関においては、小児救急医療等（NICU、PICUを含む。）の提供を行っていることを要件とする。

ウ 特定機能病院においても小児入院医療管理料の算定を可能にすることを検討する。

② 救命救急センター等において、専任の小児科医が常時、当該医療機関内に勤務し、15歳未満の重篤な小児救急患者に対して、救命救急医療が行われた場合の加算を救命救急入院料と特定集中治療室管理料に新設する。

③ 小児の初期救急について、地域の医師が参加することにより病院勤務医師の負担を軽減する取組の評価を引き上げるとともに、多数の小児救急患者に対して、診療優先順位付けを行うことにより、緊急度の高い患者を優先して治療する体制（院内トリアージ）についての評価を検討する。

④ 外来における乳幼児の診療を評価するため、乳幼児加算の引上げを検討する。

重点課題1-3 急性期後の受け皿としての後方病床・在宅療養の機能強化 について
--

(1) NICUの満床状態の解消が周産期救急医療における課題となっていることから、NICU入院中の患者等についての退院支援を評価する。また、NICUの後方病床や在宅での療養へと円滑に移行することができるようNICUの後方病床について評価の引上げを行う。

① NICUに入院する患者等に係る退院調整加算を新設する。

② NICUからハイリスク児を直接受け入れる後方病床のうち、新生児治療回復室（GCU）について、新生児入院医療管理加算に代えて、新たな

評価区分を新設する。

- ③ 超重症児（者）入院診療加算の判定基準を見直し、評価を引き上げるとともに、その要件を緩和する。また、有床診療所における同加算の算定を認める。さらに、在宅療養を行っている超重症児（者）が入院した場合について、在宅療養の継続を支援する観点から、加算を新設する。
- ④ 障害者病棟等において、NICUに入院していた患者を受入れた場合についての加算を新設する。

(2) 急性期医療を支えるためには、急性期医療の後方病床を確保するとともに、在宅療養中の患者や介護保険施設の入所者を必要に応じて入院させられる病床を確保することが重要であることから、地域医療を支える有床診療所や療養病棟においてこのような患者を受け入れた場合を評価する。

- ① 地域医療を支える有床診療所の一般病床において、急性期の入院医療を経た患者、在宅療養中の患者や介護保険施設の入所者を必要に応じて受け入れた場合の入院早期の評価を新設する。また、複数の医師を配置している場合の評価に関し、地域医療を支えている有床診療所についての評価を引き上げる。併せて、診療所後期高齢者医療管理料は廃止する。
- ② 病院の療養病床及び有床診療所の療養病床において、急性期の入院医療を経た患者、在宅療養中の患者や介護保険施設の入所者を必要に応じて受け入れた場合についての評価を新設する。

#### 重点課題 1-4 手術の適正評価について

我が国の外科手術の成績は国際的に高い水準にあるが、他の診療科と比較して負担が増加していることもあり、外科医数は減少傾向にある。我が国における手術の技術水準を確保するため、手術料については、重点的な評価を行う。なお、評価に当たっては、外科系学会社会保険委員会連合（外保連）作成による「手術報酬に関する外保連試案」の精密化が進んでいるため、これを活用する。

- ① 「手術報酬に関する外保連試案第7版」を活用し、概ね手術料全体の評価を引き上げる。また外科系の診療科で実施される手術や小児に対する手術など、高度な専門性を必要とする手術をより高く評価する。
- ② 先進医療専門家会議における検討結果を踏まえ、先進医療技術の評価を行い、新規手術の保険導入を行う。
- ③ 診療報酬調査専門組織の医療技術評価分科会における検討結果を踏まえ、

新規保険収載提案手術の評価を行い、新規技術の保険導入を行う。

**【重点課題2】 病院勤務医の負担の軽減（医療従事者の増員に努める医療機関への支援）**

**重点課題2-1 入院医療の充実を図る観点からの評価について**

- (1) 人的資源を集中的に投入し、充実した急性期の入院医療を提供している医療機関における早期の入院医療を中心とした評価を行う観点から、以下の見直しを行う。
- ① 一般病棟入院基本料等について、入院早期の加算の引上げを検討する。
  - ② 一般病棟入院基本料等の7対1及び10対1入院基本料において、月平均夜勤時間を72時間以内とする要件だけを満たせない場合の評価を新設する。
  - ③ 入院基本料の届出の状況等にかんがみ、準7対1入院基本料を廃止する。
  - ④ 医療経済実態調査の結果等を踏まえ、一般病棟入院基本料における15対1入院基本料の評価を適正化することを検討する。
  - ⑤ 後期高齢者特定入院基本料について、名称から「後期高齢者」を削除するとともに、75歳以上に限定していた対象年齢の要件を廃止する。
- (2) 手厚い人員体制により、多職種が連携したより質の高い医療の提供や、病院勤務医の負担軽減にも寄与するような取組を評価する。
- ① 急性期の入院医療を担う7対1入院基本料及び10対1入院基本料について、一般病棟用の重症度・看護必要度の基準を満たす患者の割合が一定以上等の場合に、看護補助者の配置の評価を新設する。
  - ② 栄養管理や呼吸器装着患者の離脱に向けた管理等について、多職種からなるチームによる取組の評価を試行的に導入するとともに、導入後にその影響について検証を行う。また、後期高齢者退院時栄養・食事指導料は廃止する。

**重点課題2-2 医師の業務そのものを減少させる取組に対する評価について**

- (1) 病院勤務医の勤務状況が未だ厳しいことから、その処遇を改善し、負担を軽減するための取組を推進するため、以下の見直しを行う。

- ① 病院勤務医の負担を軽減する体制を要件とした診療報酬項目を拡大するとともに、より勤務医の処遇改善及び負担軽減につながる体制を要件とする。
  - ② 救急病院等を受診した軽症患者について、一定の条件を満たした場合には、医療保険の自己負担とは別に、患者から特別な料金を徴収することを可能にすることを検討する。
- (2) 医師事務作業補助体制加算について、より多くの医師事務作業補助者を配置した場合の評価を設けるとともに、評価の引上げ及び要件の緩和を行う。

### 重点課題 2-3 地域の医療機関の連携に対する評価について

- (1) 地域の医療機関や介護サービス等も含めた連携を通して、個々の患者に対し適切な場所での療養を提供する観点から、以下の見直しを行う。
- ① 従来の退院調整加算について、手厚い体制で退院調整を行う場合の評価を新設するとともに、名称を変更する。
  - ② 後期高齢者退院調整加算について、退院後に介護サービスを導入する際に必要な調整を評価する観点から、名称変更及び対象年齢の拡大を行う。
- (2) 地域医療を支える有床診療所について、手厚い人員配置や後方病床機能等に対する評価を拡充する。
- ① 手厚い看護職員の配置を行う有床診療所の評価を新設する。
  - ② 地域医療を支える有床診療所において、急性期の入院医療を経た患者、在宅療養中の患者や介護保険施設の入所者を必要に応じて受け入れた場合の入院早期の評価を新設する。また、複数の医師を配置している場合の評価に関し、地域医療を支えている有床診療所についての評価を引き上げる。  
(重点課題 1-3-(2)-① 再掲)
  - ③ 有床診療所における重症児等の受入れを評価する。(重点課題 1-3-(1)-③ 再掲)

### 重点課題 2-4 医療・介護関係職種との連携に対する評価について

入院後早期から、退院後の生活を見通した診療計画を策定し、それに基づいた医療・介護の連携を行うことが重要であることから、以下の評価を行う。

- ① 地域連携診療計画において、連携病院を退院した後の通院医療・通所リハビリテーション等を担う病院・診療所・介護サービス事業所等も含めた連携と情報提供が行われている場合の評価を新設する。
- ② 退院後に介護サービスの導入や変更が見込まれる患者に対し、見込みがついた段階から、入院中の医療機関の医療関係職種がケアマネージャーと共同で患者に対し、介護サービスの必要性等について相談や指導を行うとともに、退院後の介護サービスに係る必要な情報共有を行った場合の評価を新設することを検討する。

## I 充実が求められる領域を適切に評価していく視点

### I-1 がん医療の推進について

- (1) がん医療については、がん対策推進基本計画において、がん診療連携拠点病院が医療提供の拠点施設として位置付けられていることを踏まえ、がん診療連携拠点病院におけるキャンサーボードの開催、院内がん登録の更なる充実も含めて、一層の評価を行うことを検討する。また、がん診療連携拠点病院を中心とした地域の医療機関との連携による一連の治療計画の整備が進んでおり、このように、患者が身近な環境で質の高いがん医療を受けられる医療提供体制を推進する観点から、その評価を行う。
- (2) がん治療においては治療法が多様化しており、これを適切に評価する観点から、以下の見直しを行う。
  - ① 複雑化した外来化学療法に対応するため、外来化学療法加算の評価を引き上げる。また、質を担保した上で、老人保健施設入所者に対する抗悪性腫瘍剤の注射の算定を可能にする。
  - ② 放射線治療病室のさらなる評価を行う。
  - ③ 患者ががんの診断を受け告知される際には多面的な配慮がなされた環境で十分な説明を受ける必要があることからその評価を検討する。
- (3) がん患者がより質の高い療養生活を送ることができるようにするため、外来におけるがん性疼痛緩和の質の向上や入院における緩和ケア診療の充実、がんの疾患特性に配慮したリハビリテーション料を新設する。

## I-2 認知症医療の推進について

- (1) 認知症に係る入院医療については、入院早期における認知症の行動・心理症状（BPSD）や身体合併症等に対する対応が重要であることから、入院早期を重点的に評価することを検討するとともに、名称を変更する。
- (2) 認知症患者に対して、専門的医療機関において診断と療養方針の決定を行い、かかりつけ医がその後の管理を行うことについての評価の新設を検討する。

## I-3 感染症対策の推進について

- (1) 新型インフルエンザの大流行により、入院患者が急増して病床確保のために療養病床を使用する場合について、一般病棟入院基本料の算定を認め、検査や投薬等については出来高での算定を可能にする。
- (2) 新型インフルエンザ等、新興感染症が発生した際に対応するため、陰圧管理環境整備に対する評価を行う。また、結核医療については、感染症法における退院基準を踏まえた見直しを行う。
  - ① 結核病棟における平均在院日数要件を見直す。
  - ② 患者数の減少等を踏まえ、小規模な結核病棟についてユニット化のルールを明確化するとともに、病床種別ごとに平均在院日数の計算を行うこととする。

## I-4 肝炎対策の推進について

肝炎のインターフェロン治療について、副作用の不安を解消するための詳細な説明や、長期間の通院が必要な患者の利便性に配慮して専門医とかかりつけ医との連携により治療を継続しやすくする取組についての評価を新設する。

## I-5 質の高い精神科入院医療等の推進について

- (1) 精神科急性期入院医療の評価
  - ① 精神科病棟において、15対1を超えた手厚い看護体制を提供している病棟について、看護配置区分の評価を新設するとともに、入院患者の重症

度に関する基準を導入する。

- ② 精神科救急入院料、精神科急性期治療病棟入院料及び精神科救急・合併症入院料について、その早期の評価を引き上げるとともに、精神科急性期治療病棟入院料の施設基準の見直しや、医療観察法に基づく入院患者に関する要件緩和を行う。
- ③ 精神疾患、身体疾患の双方について治療を行った場合の評価である精神科身体合併症管理加算を引き上げる。

## (2) 精神科慢性期入院医療の評価

- ① 入院期間が5年を超える長期入院患者が直近1年間で5%以上減じた実績のある医療機関を評価する精神科地域移行実施加算について、評価を引き上げる。
- ② 統合失調症患者に対して投与する抗精神病薬の種類数を国際的な種類数と同程度としていることを評価することを検討する。
- ③ 精神療養病床について、患者の状態像によらず一律の評価となっていることを見直し、重症度に応じた加算を新設する。

## (3) 専門的入院医療の評価

- ① 発達障害や思春期うつ病などの児童思春期の精神疾患患者の治療を行う専門病棟の評価を引き上げる。
- ② 個人の特性等に配慮した特別な医学的ケアを必要とする強度行動障害児に対する入院医療についての評価を新設する。
- ③ 自殺との関連性も指摘されている重度のアルコール依存症治療に関して、高い治療効果が得られる専門的入院医療について、新たに評価を行うことを検討する。
- ④ 治療抵抗性を示すことの多い摂食障害について、専門的な入院医療に対する評価を新設する。

## (4) 地域における精神医療の評価

- ① 精神科専門療法について、病院と診療所で異なった評価になっている点を見直すとともに、長時間に及ぶものについての評価を引き上げる。また、うつ病に対する効果が明らかとなっている認知行動療法についての評価を新設する。
- ② 精神科デイ・ケア等について、精神障害者の地域移行を推進するために、早期の地域移行についての評価を行う。

## I-6 歯科医療の充実について

- (1) 障害者歯科医療の充実を図る観点から、障害者のう蝕や歯周疾患等が一般の患者に比べて重症化しやすいことを踏まえ、よりきめ細かな口腔衛生指導等の評価を行うとともに、歯科治療が困難な障害者を受け入れている病院歯科等の機能について、必要な評価を行う。
- (2) 歯科疾患や義歯の管理に係る情報提供については、患者の視点に立って、より分かりやすく、かつ的確に行われるよう、必要な見直しを行う。
- (3) 生活の質に配慮した歯科医療を充実する観点から、義歯修理等において、歯科技工士の技能を活用している歯科医療機関の取組の評価を検討する。また、先天性疾患を有する小児患者に対する義歯の適応症の拡大及び脳血管障害等の患者に対する歯科医学的アプローチによる咀嚼機能等の改善の評価を行う。
- (4) 歯科医療技術については、医療技術評価分科会や先進医療専門家会議における検討を踏まえつつ、併せて、以下のとおり、適切な評価を行う。
  - ① 歯周疾患やう蝕等に対する歯科固有の技術について、重要度、難易度、必要時間等に係る新たな知見等も参考としつつ、適切な評価を行う。
  - ② 有床義歯の治療について、義歯管理体系の更なる定着を図る観点から、診療実態も踏まえて、義歯調整等の評価を行う。
  - ③ 診療報酬体系の簡素化等を図る観点から、歯科医療技術の特性や普及・定着度等を踏まえ、評価の在り方等必要な見直しを行う。
  - ④ 医科歯科共通の医療技術のうち、医科診療報酬の検討と並行して検討すべき歯科医療技術について、評価の在り方等必要な見直しを行う。

## I-7 手術以外の医療技術の適正評価について

- (1) 先進医療専門家会議における検討結果を踏まえ、先進医療技術の評価を行い、保険導入を行う。
- (2) 診療報酬調査専門組織の医療技術評価分科会における検討結果を踏まえ、医療技術の評価及び再評価を行い、新規技術の保険導入又は既存技術の診

療報酬上の評価の見直しを行う。

## I-8 イノベーションの適切な評価について

- ※1 イノベーションの評価については、薬価専門部会の議論を踏まえてとりまとめられた「平成 22 年度薬価制度改革の骨子」及び保険医療材料専門部会の議論を踏まえてとりまとめられた「平成 22 年度保険医療材料制度改革の骨子」を参照のこと。
- ※2 後発医薬品の使用促進等については、IV-1 後発医薬品の使用促進について（24 頁）を参照のこと。

## II 患者からみて分かりやすく納得でき、安心・安全で、生活の質にも配慮した医療を実現する視点

### II-1 医療の透明化に対する評価について

医療の透明化を推進する観点から以下の取組を行う。

- ① 明細書の発行が義務付けられる医療機関の対象を拡大する。また、保険薬局についても同様に義務付けを行う。なお、その要件や内容については検討する。
- ② 電子化加算について、医療のIT化や明細書の発行の推進のための点数として見直す。
- ③ 調剤レセプトと医科レセプト等の突合を効率的に行えるようにする観点から、処方箋及び調剤レセプトの様式を見直し、医療機関コード等を記載することとする。

### II-2 診療報酬を患者等に分かりやすいものとするに対する評価について

#### (1) 再診料、外来管理加算等

- ① 再診料について、病院と診療所の機能分担の観点からそれぞれ異なる点数が設定されているが、同一のサービスには同一の価格であることが分かりやすいことから、病院と診療所の再診料を統一する方向で、その具体的な内容を検討する。
- ② 外来管理加算については、一定の処置や検査、リハビリテーション等を

必要としない患者に対して、それらを行わずに計画的な医学管理を行った際の評価であったが、平成 20 年度診療報酬改定において、概ね 5 分以上の懇切丁寧な説明を行った際の加算として意義づけの見直しを行った。この見直しについては、必ずしも 5 分という時間の要件が診察の満足度等に関係するとは言えないことから、時間の目安は廃止した上で、点数設定や新たな要件について検討する。

(2) 患者からみて難解と思われる歯科用語の見直しや、臨床内容と算定項目の名称が必ずしも一致していないと思われる項目について、算定項目として明示する等の見直しを行う。

### (3) 在宅訪問診療

- ① 在宅患者訪問診療料については、平成 20 年度診療報酬改定において、在宅患者訪問診療料 2 を新設し、施設等に居住する患者に対して訪問診療等を行った場合の評価として、複数回の算定も可能にしたところ。一方で、在宅患者訪問診療料 2 に該当しないマンションなどに居住する複数の患者に対して訪問診療を行った場合には、在宅患者訪問診療料 1 を複数回算定でき、点数設定の不都合が指摘されているところ。このような状況を踏まえ、在宅患者訪問診療料 1・2 の算定対象の見直しを行う。
- ② 居住系施設入居者等訪問看護・指導料、訪問看護基本療養費(Ⅲ)についても同様に算定対象を見直す。

### (4) わかりやすい点数設定について

- ① 特定集中治療室管理料の重症者の割合に応じた加算については、その加算要件が既に施設基準に含まれていることを踏まえ、簡素化の観点から加算を廃止して特定入院料を引き上げる。
- ② 入院中の患者に対して対診を行う場合及び入院中の患者が他の医療機関を受診する場合の診療報酬の算定方法について、現場の状況を確認した上で、分かりやすい体系に整理する。

## Ⅱ-3 医療安全対策の推進について

医療安全対策については、医療の高度化、複雑化、患者の高まるニーズに対応するため、更なる充実を図る必要があることから、以下の見直しを行う。

- ① 医療安全対策加算については、評価の引上げを行うとともに、より多く

の病院において医療安全対策を推進する観点から、質を担保しつつ、要件を緩和した評価を新設する。また、感染症の専門的な知識を有する医療関係職種から構成されるチームによる病棟回診や、抗生剤の適正使用の指導・管理等の感染防止対策の取組の評価を行う。

- ② 医療機関における医薬品安全性情報等の管理体制の更なる充実を図るため、
  - ・専任の医薬品安全管理責任者を配置し、
  - ・医薬品情報管理室において、医薬品の投薬及び注射の状況や外部から入手した副作用等の情報を一元的に管理するとともに、
  - ・その評価結果等を関連する医療関係者に速やかに周知し、必要な措置を速やかに講じることができる体制の評価を行う。
- ③ 医療機器の安全使用を推進するため、医療機器の安全管理に関し、さらなる評価を行う。
- ④ 専任の医師又は専任の臨床工学技士を配置し、使用する透析液についての安全性を確保して人工透析を実施する場合の評価について検討する。

#### Ⅱ－４ 患者一人一人の心身の特性や生活の質に配慮した医療の実現に対する評価について

- (1) 現在、人工腎臓は入院と外来において評価が分かれているが、全身状態が安定している入院中の患者に対して慢性維持透析を実施する場合は、外来と同様の医療が提供されていると考えられることから、実態に合わせた評価体系に見直すことを検討する。

また、人工腎臓における合併症防止の観点から、使用する透析液についての安全性を向上させるためのより厳しい水質基準への取組を評価することを検討する。（Ⅱ－３－④ 再掲）

- (2) 医療技術の進歩により、在宅で提供できる医療の分野が拡大していることから、患者が在宅で、より専門的な医療を受けることができるように、在宅の血液透析をさらに評価するとともに、在宅血液透析を行う際の人工腎臓の算定を可能にする。併せて、在宅腹膜透析を行う際についても同様に人工腎臓の算定を可能にすることを検討する。また、難治性皮膚疾患に関する指導管理料を新設する。

- (3) 患者の状態に応じた訪問看護の充実を図るため、重度の褥瘡の処置等へ

の評価や、医療依存度が高い等利用者の身体的理由や暴力・迷惑行為による看護の困難事例等に対し、複数名で訪問を行う場合について評価を新設する。

## Ⅱ-5 疾病の重症化予防について

- (1) リンパ節郭清の範囲が大きい乳がん、子宮がん等の手術後に発症する四肢のリンパ浮腫について、より質の高い指導につなげるため、入院中に加えて外来において再度指導を行った場合のリンパ浮腫指導管理料の算定を可能にする。
- (2) 障害者歯科医療の充実を図る観点から、障害者のう蝕や歯周疾患等が一般の患者に比べて重症化しやすいことを踏まえ、よりきめ細かな口腔衛生指導等の評価を行うとともに、歯科治療が困難な障害者を受け入れている病院歯科等の機能について、必要な評価を行う。(Ⅰ-6-(1) 再掲)

## Ⅲ 医療と介護の機能分化と連携の推進等を通じて、質が高く効率的な医療を実現する視点

### Ⅲ-1 質が高く効率的な急性期入院医療等の推進について

- (1) DPC（急性期入院医療の診断群分類に基づく日額包括評価）

DPCは、病院から詳細な診療内容に係るデータを収集し、そのデータに基づき診療報酬を規定する包括評価制度であり、医療の効率化や透明化等について一定の効果があつたと認められているところである。

- ① DPCにおける診療報酬においては、これまで、制度の円滑な導入のため調整係数を用いて評価を行ってきた。この調整係数の役割として
  - ア 出来高から包括に移行する際の、激変緩和としての前年度並の収入確保
  - イ 重症患者への対応能力・高度医療の提供能力等、診断群分類に基づく評価のみでは対応できない病院機能の評価等を果たしていたと考えられるが、「ア」の役割については段階的に廃止するとともに、「イ」の役割について新たな機能評価係数として評価する。具体的な指標として、データ提出、効率性、複雑性、カバー率について導

入するとともに、救急医療及び地域医療について導入を検討する（指標の名称はいずれも仮称）。

また、病棟薬剤師の配置に着目した評価の導入について検討する。

- ② 診断群分類点数表については、
- ア 臨床現場の診療実態や技術革新等に基づく分類の精緻化
  - イ 実際の入院期間毎の医療資源の投入量にあったものとするため、診断群分類ごとの入院期間に応じた点数設定の3種類への変更等の対応を行う。

- ③ 診断群分類点数表において包括的に評価してきた項目のうち、無菌製剤処理料、術中迅速病理組織標本作製、HIV感染症に使用する抗ウイルス薬（HIV感染症治療薬）、血友病等に使用する血液凝固因子製剤及び慢性腎不全で定期的に実施する人工腎臓及び腹膜灌流については、出来高により評価することとする。

また、検体検査管理加算については、機能評価係数により評価することとする。

- (2) 一般病棟入院基本料、専門病院入院基本料及び特定機能病院入院基本料（一般病棟）の10対1入院基本料について、一般病棟用の重症度・看護必要度に係る評価票を用い継続的な測定を行い、その結果に基づき評価を行っていることを要件とする加算を新設する。

- (3) 特定機能病院等の大規模病院においては、高度な医療の提供が求められており、検査の質を確保する観点から、検体管理加算により充実した体制の評価を新設する。また、複数の麻酔科標榜医の監督下において安全な麻酔管理を行う場合の評価を麻酔管理料に新設する。

- (4) 急性期医療に引き続き入院医療を提供する療養病棟について、より質の高い医療を評価する観点から以下の見直しを行う。

- ① 医療療養病棟における入院患者の重症化傾向等を考慮して人員配置の要件を見直すとともに、医療経済実態調査の結果等を踏まえて療養病棟入院基本料の適正化を行う。また、慢性期包括医療の質を向上させる取組を推進するため、患者の病像や提供されている医療サービスに関するデータ提出を要件化することを検討する。

- ② 病院の療養病床及び有床診療所の療養病床において、急性期の入院医療を経た患者、在宅療養中の患者や介護保険施設の入所者を必要に応じて受

け入れた場合についての評価を新設する。（重点課題 1－3－(2)－②再掲）

- ③ 平成 18 年度改定及び平成 20 年度改定において実施した特殊疾患病棟や障害者施設等から療養病棟に転換した場合等に対する経過措置について、平成 23 年度末まで延長する。

### Ⅲ－2 回復期リハビリテーション等の推進について

- (1) 各疾患の特性を踏まえた発症早期からのリハビリテーションが充実できるよう、疾患別のリハビリテーションについて、以下の見直しを行う。
  - ① 脳血管疾患等リハビリテーション(I)及び(II)の評価を引き上げるとともに、廃用症候群に対するリハビリテーションについて、その疾患特性に応じた評価を行う。
  - ② 運動器リハビリテーションについて、より充実した人員配置を評価した新たな区分を新設する。
  - ③ 心大血管疾患リハビリテーションについて、質を担保しながら実施可能な施設の充実を図る観点から、配置されている医師の要件等について見直しを行う。
  - ④ 発症早期に行われるリハビリテーションを評価するため、早期リハビリテーション加算を引き上げる。
  - ⑤ 維持期のリハビリテーションについては、平成 21 年度介護報酬改定において充実が図られたが、その実施状況にかんがみ、今回の診療報酬改定においては、介護サービスが適切と考えられる患者に対して介護サービスに係る情報を提供することを要件として、維持期における月 13 単位までのリハビリテーションの提供を継続する。
- (2) 回復期や亜急性期における質の高いリハビリテーションの提供を評価する観点から、リハビリテーションを目的として入院する病棟の評価について、以下の見直しを行う。
  - ① 回復期リハビリテーション病棟入院料について、その病棟において提供すべき単位数の基準の設定や、回復期リハビリテーション病棟入院料 1 の重症患者の割合の引上げを行うとともに、入院料を引き上げる。
  - ② 回復期リハビリテーション病棟において、土日を含めいつでもリハビリテーションを提供できる体制をとる病棟の評価や、集中的にリハビリテーションを行う病棟に対する評価を新設する。

- ③ 亜急性期入院医療を提供する病室において、急性期後の患者や急性増悪した在宅患者を受け入れ、密度の高い医療を行うとともに、急性期後のリハビリテーションを提供していることの評価を新設する。
- (3) がん患者や難病患者などに対する疾患の特性に配慮したリハビリテーションを提供する観点から、以下の見直しを行う。
- ① がんに対して入院加療を行っている患者に対して、疾患特性に配慮し、個別のリハビリテーションを提供した場合のリハビリテーション料を新設する。(I-1-(3) 再掲)
- ② 難病患者リハビリテーション料を引き上げることにより、療養上必要な食事を提供した場合も包括して評価を行うとともに、短期集中リハビリテーション実施加算を新設する。また、精神科デイ・ケア、重度認知症患者デイ・ケア等についても同様の見直しを行う。

### Ⅲ-3 在宅医療の推進について

- (1) 患者が安心して在宅医療を受けることができるように、在宅時医学総合管理料及び特定施設入居時医学総合管理料に在宅移行早期を評価した加算を検討するとともに、在宅療養支援診療所等と他医療機関が連携して在宅医療を行った場合に在宅療養指導管理料の算定を可能にする。また、在宅療養支援病院については要件の変更を行うことにより拡充を図る。
- (2) 患者・家族が在宅医療を受けるにあたって、症状増悪の緊急時や看取り等の対応への不安は強いため、このような場合に手厚い対応が行われるように往診料の評価を引き上げる方向で検討するとともに、ターミナルケア加算の要件を緩和する。また、小児における在宅医療については、患者数が少ないことや専門性を要するため十分に普及していない状況にかんがみ、在宅患者訪問診療料に小児加算を新設する。
- (3) 医療技術の進歩により、在宅で提供できる医療の分野が拡大していることから、患者が在宅で、より専門的な医療を受けることができるように、在宅の血液透析をさらに評価するとともに、在宅血液透析を行う際の人工腎臓の算定を可能にする。併せて、在宅腹膜透析を行う際についても同様に人工腎臓の算定を可能にすることを検討する。また、難治性皮膚疾患に関する指導管理料を新設する。(Ⅱ-4-(2) 再掲)

さらに、在宅医療に移行した重症児（者）等に関する療養の継続を支援する観点から、病院や有床診療所が入院を受け入れた場合の評価を新設する。

（重点課題 1-3-(1)-③ 再掲）

#### Ⅲ-4 訪問看護の推進について

- (1) 患者のニーズに応じた訪問看護の推進として、週4日以上訪問看護が必要な利用者に対し、訪問看護療養費の算定が可能な訪問看護ステーション数の制限を緩和する。また、訪問看護管理療養費を引き上げるとともに、訪問看護管理療養費の算定の要件として安全管理体制の整備を加え、訪問看護の質のさらなる向上を図る。
- (2) 乳幼児への訪問看護については、児の特徴を踏まえた吸引や経管栄養等の医療的処置に加え、両親の精神的支援といった看護ケアが必要であることから、6歳未満の乳幼児への訪問看護について評価を行う。
- (3) 在宅患者の看取りについては、死期が迫った患者やその家族の不安、病状の急激な変化等に対して、頻回にわたる電話での対応や訪問看護などによるターミナルケアを行っている場合には、死亡診断を目的として医療機関に搬送された場合においても評価を行う。
- (4) 患者の状態に応じた訪問看護の充実を図るため、重度の褥瘡の処置等への評価や、医療依存度が高い等利用者の身体的理由や暴力・迷惑行為による看護の困難事例等に対し、複数名で訪問を行う場合について評価を新設する。（Ⅱ-4-(3) 再掲）

#### Ⅲ-5 在宅歯科医療の推進について

在宅歯科医療をより一層推進する観点から、以下の見直しを行う。

- ① 現在の歯科訪問診療の評価体系について、歯科訪問診療の実情も踏まえ、より分かりやすい体系とするために、必要な見直しを行う。
- ② 在宅歯科医療が必要な患者の心身の特性を踏まえたよりきめ細かな歯科疾患の管理等について、必要な評価を行う。
- ③ 在宅における歯科治療が困難な患者を受け入れている病院歯科等の機能について、必要な評価を行う。

- ④ 地域における在宅歯科医療に係る十分な情報提供の推進や、医科医療機関や介護関係者等との連携促進を図る観点から、必要な評価の見直しを行う。

### Ⅲ－６ 介護関係者を含めた多職種間の連携の評価について

退院後の介護サービスのスムーズな導入を図るため入院後早期からの介護サービス導入の必要性の検討や、ケアマネージャーとの連携の評価を行う。

- ① 病状の安定後早期に総合的な機能評価を行うことを評価した後期高齢者総合評価加算について、名称から「後期高齢者」を削除するとともに、評価の内容に、退院後を見越した介護保険によるサービスの必要性等を位置付け、対象者を65歳以上の患者等に拡大する。
- ② 退院後に介護サービスの導入や変更が見込まれる患者に対し、見込みがついた段階から、入院中の医療機関の医療関係職種がケアマネージャーと共同で患者に対し、介護サービスの必要性等について相談や指導を行うとともに、退院後の介護サービスに係る必要な情報共有を行った場合の評価を検討する。（重点課題2-4-② 再掲）

### Ⅲ－７ 調剤報酬について

- (1) 長期投薬時における一包化薬調剤料と内服薬調剤料の差を縮めるため、一包化薬調剤料を見直し、内服薬調剤料の加算として位置付けた上で長期投薬時の評価を適正化するなど、患者に分かりやすい点数体系とする。  
また、併せて、長期投薬の増加を踏まえ、現行22日分以上の調剤料が一律となっている内服薬調剤料について適切な評価を行う。
- (2) 湯薬の調剤料について、投薬日数の伸びとそれに伴う調剤に要する手間にかんがみ、適切な評価を行う。
- (3) 特に安全管理が必要な医薬品（ハイリスク薬）が処方された患者に対して、調剤時に関連副作用の自覚症状の有無を確認するとともに、服薬中の注意事項等について詳細に説明した場合の評価を新設する。
- (4) 処方せん受付回数が4,000回超/月等の場合に適用される調剤基本料の特例について、夜間・休日等の対応や訪問薬剤管理指導を行い、地域医療を

支える薬局であっても、近隣に比較的規模の大きい病院が1つしかないために、結果として適用となる場合があることから、時間外加算等や在宅患者訪問薬剤管理指導料の算定に係る処方せんについて受付回数から除いた上で特例の適用の要否を判断することや評価の引上げを行うことなど、所要の見直しを行う。

#### IV 効率化余地があると思われる領域を適正化する視点

##### IV-1 後発医薬品の使用促進について

(1) 薬局における後発医薬品の調剤を促すため、調剤基本料の後発医薬品調剤体制加算の要件（処方せんベースでの後発医薬品の調剤率 30%以上）を変更し、数量ベースでの後発医薬品の使用割合で規定することとする。

具体的には、使用割合が 20%以上、25%以上及び 30%以上の場合に段階的な加算を適用することとし、特に 25%以上及び 30%以上の場合を重点的に評価することとする。

(2) 薬局の在庫管理の負担を軽減する観点から、「変更不可」欄に署名等のない処方せんを受け付けた薬局において、

- ① 変更調剤後の薬剤料が変更前と同額又はそれ以下であり、かつ、
- ② 患者に説明し同意を得ること

を条件に、処方医に改めて確認することなく、処方せんに記載された先発医薬品又は後発医薬品と含量規格が異なる後発医薬品の調剤を認めることとする。

また、同様の観点から、患者に説明し同意を得ることを条件に、処方医に改めて確認することなく、処方せんに記載された先発医薬品又は後発医薬品について、類似した別剤形の後発医薬品の調剤を認めることとする。

なお、薬局において、含量規格が異なる後発医薬品又は類似した別剤形の後発医薬品への変更調剤を行った場合には、調剤した薬剤の銘柄、含量規格、剤形等について、当該処方せんを発行した医療機関に情報提供することとする。

(3) 医療機関における後発医薬品の使用を進めるため、薬剤部門が後発医薬品の品質、安全性、安定供給体制等の情報を収集・評価し、その結果を踏

まえ院内の薬事委員会等で採用を決定する体制を整えるとともに、後発医薬品の採用品目数の割合が 20%以上の医療機関について、薬剤料を包括外で算定している入院患者に対する入院基本料の加算として、評価を行う。

- (4) 外来患者が、より後発医薬品を選択しやすいようにするため、保険医療機関及び保険医療費担当規則等において、保険医は、投薬又は処方せんの交付を行うに当たって、後発医薬品の使用を考慮するとともに、患者に後発医薬品を選択する機会を提供すること等患者が後発医薬品を選択しやすくするための対応に努めなければならない旨を規定することとする。

#### IV-2 市場実勢価格等を踏まえた医薬品・医療材料・検査の適正評価について

医薬品、医療材料、検査等について、市場実勢価格等を踏まえた適正な評価を行う。

#### IV-3 相対的に治療効果が低くなった技術等の適正な評価について

- (1) 画像診断において、新しい技術への置き換えが着実に進むよう、適正な評価体系に見直す。
- (2) 検査、処置及び手術については、診療行為の実態や用いている医療機器の価格を踏まえて診療科間の平準化を図る観点から、適正な評価体系に見直す。

### V 後期高齢者医療の診療報酬について

後期高齢者診療料、後期高齢者終末期相談支援料は廃止する。これ以外の項目については、「後期高齢者」という名称は用いないこととともに、各項目の趣旨を踏まえた見直しを行い、原則として対象者を全年齢に拡大する。